

令和 8 年 2 月 27 日
こ成事第 155 号

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

こども家庭庁成育局
参事官（事業調整担当）
（公印省略）

災害時情報共有システム整備事業（児童関係施設分、障害児関係施設分）の
機能追加について

災害発生時における児童関係施設及び障害児関係施設の被災状況については、「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」（令和 3 年 4 月 15 日付け子発 0415 第 4 号、社援発 0415 第 5 号、障発 0415 第 1 号、老発 0415 第 5 号）により、災害時情報共有システム（以下「システム」という。）を活用した、被災状況の把握、及び、こども家庭庁等の関係者間での共有をお願いしているところである。

今般、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（令和 6 年 7 月 2 日閣議決定）において、感染症危機における障害者施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行うとされたこと等を踏まえて、別紙のとおり児童関係施設及び障害児関係施設に係る災害時情報共有システムの改修を行い、令和 8 年 4 月 1 日から運用を開始することとした。

各都道府県、指定都市又は中核市におかれては、内容について御了知の上、貴管内市区町村（指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）、社会福祉施設等及び関係団体に十分周知を図り、平時から、必要な情報の入力が行われるよう取組を推進されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言に該当するものであることを申し添える。

(別紙)

「災害時情報共有システム」機能追加のお知らせ

令和 3 年度より運用を開始した「災害時情報共有システム」(以下「システム」という。)について、以下のとおり機能を追加し、令和 8 年 4 月から実施しますのでお知らせいたします。

1 機能追加等概要 (詳細については、別添資料をご参照ください)

(児童関係施設分：児童福祉施設等災害時情報共有システム)

「施設情報登録・編集」画面において、入力情報を追加。【自治体向け】

「連絡先の編集を行う」画面において、入力情報を追加。【施設向け】

(障害児関係施設分：障害者支援施設等災害時情報共有システム)

「施設情報の登録・更新」画面において、入力情報を追加。【自治体/施設向け】

① 非常用自家発電の燃料等

→ <施設情報>において、現行機能で入力可能な「非常用自家発電の有無」に加え、以下の情報の入力を可能とする。

- ・ 燃料の種類
- ・ 発電機の給油口の規格
- ・ 燃料の容量

② 備蓄状況等情報

→ <備蓄状況等情報>を新たに設け、以下の備蓄情報の入力を可能とする。

- ・ 医療用 (サージカル) マスク
- ・ N95 マスク (DS2 マスク)
- ・ アイソレーションガウン (プラスチックガウンを含む)
- ・ フェイスシールド (ゴーグルなど代替可能なものを含む)
- ・ 非滅菌手袋

2. 機能追加予定日

令和 8 年 4 月 1 日 (水) 9 : 0 0 ~

3. システムの操作に関するお問合せ先

【WAM NET ヘルプデスク】

電話 : 03-3438-0240 (受付時間 : 平日 9 : 00 ~ 17 : 00)

(お問い合わせフォーム)

<https://www.wam.go.jp/wamappl/saigaikdmsysinq.nsf/fInquiry?Open>

【独立行政法人福祉医療機構 WAM NET 事業部 WAM NET 振興課】

電話：03-3438-9262（受付時間：平日 9：00～17：00）